

景観形成事業推進費（調査分）平成19年度調査概要

調査名等	調査概要
公共事業における景観形成の波及効果把握手法検討調査	<p>良好な景観形成に資する公共事業の実施については、景観整備方針の策定や、事業に対する事後評価の実施等を定めた景観評価システムが試行期間を経て本格運用となった。</p> <p>このシステムの試行期間中、事業に対する事後評価については、景観整備方針に基づいた事業が適切に実施されているかという視点により位置づけられていたが、事業により利用者や住民、あるいは周辺環境に対する波及効果については、その明確な把握手法が確立されておらず、また、事業の本体を評価するものでないことから、事後評価の対象として認識されていなかった。</p> <p>景観評価システムの本格的運用にあたっては、事業の実施に対する社会的な説明責任を果たし、国民の理解を得るために、公共事業を通じた景観形成による波及効果を、事業の事後評価によって把握することが、必須の状況となっている。</p> <p>本調査では、代表的な事例を対象に、景観形成への波及効果を把握するとともに、道路、街路、橋梁、港湾、海岸、河川、公園といった各公共事業分野において、それぞれの事業により生じる景観形成の波及効果測定に適用できる、景観形成の波及効果把握手法を確立することで、景観に配慮した公共事業の施行に資するものである。</p>
[配分額] 97,461千円 [担当府省] 国土交通省	
【問合せ先】国土交通省大臣官房技術調査課 tel.03-5253-8111（内線22-305）	
景観計画区域等における伝統的建築物の耐震性や防耐火性の簡易な評価・設計手法等の検討調査	<p>伝統的建築物による景観に配慮した良好な市街地の形成は、地域の活性化や中心市街地の活性化に資するため、国として積極的に推進する必要がある。</p> <p>しかし、景観計画区域等において現存する伝統的建築物については、耐震性や防耐火性などについて現行の建築法規に適合しないものや、性能が十分に明らかにされていないものが多く存在するため、これらを活用した良好な景観形成の必要性が生じても、安全・安心面への不安等があるために、具体的な活用方策が見出せていない例が少なくない。また、伝統的建築物は老朽化の進行により改修が必要なものも多いが、一連の耐震偽装事件を受けた建築確認審査の厳格化により、結果として従来の伝統的な構造様式を維持できず、伝統的な景観維持に支障をきたす場合もある。</p> <p>本調査では、景観計画区域等において、伝統的建築物による良好な景観形成に配慮した社会資本整備の実現を図るため、耐震性・防耐火性の定量的な検討や活用・維持管理における課題等の整理等を通じて、伝統的建築物の耐震性や防耐火性の簡易な評価・設計手法等を策定し、持続可能な景観形成の促進に資することを目的とするものである。</p>
[配分額] 120,808千円 [担当府省] 国土交通省	
【問合せ先】国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課 景観室 tel.03-5253-8111（内線32-645）	